



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 19 日(金)  
号外第 1 5 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (90) (職員課) . . . . . 3
-------	---

## ==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、地方公共団体が率先して障害者を雇用することの重要性にかんがみ、その雇用の状況を公表するとともに、平成18年度の給与構造改革等による昇給制度の変更に伴い、公表項目を改める。

2 規則の概要

(1) 任命権者が知事に対し報告する事項を次のとおり改める。

ア 「公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況」を追加する。

イ 「前年度における職員の昇給期間の状況」を「前年度における昇給への勤務成績の反映状況」に改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第90号

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</td> <td style="width: 75%;">(1)～(6) 略 (7) <u>公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u></td> </tr> <tr> <td>職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況</td> <td>(1)～(6) 略 (7) 前年度における<u>昇給への勤務成績の反映状況</u> (8)～(10) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略 (7) <u>公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u>	職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における <u>昇給への勤務成績の反映状況</u> (8)～(10) 略	略		<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</td> <td style="width: 75%;">(1)～(6) 略</td> </tr> <tr> <td>職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況</td> <td>(1)～(6) 略 (7) 前年度における<u>職員の昇給期間の状況</u> (8)～(10) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略	職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における <u>職員の昇給期間の状況</u> (8)～(10) 略	略	
職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略 (7) <u>公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u>												
職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における <u>昇給への勤務成績の反映状況</u> (8)～(10) 略												
略													
職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略												
職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における <u>職員の昇給期間の状況</u> (8)～(10) 略												
略													

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。